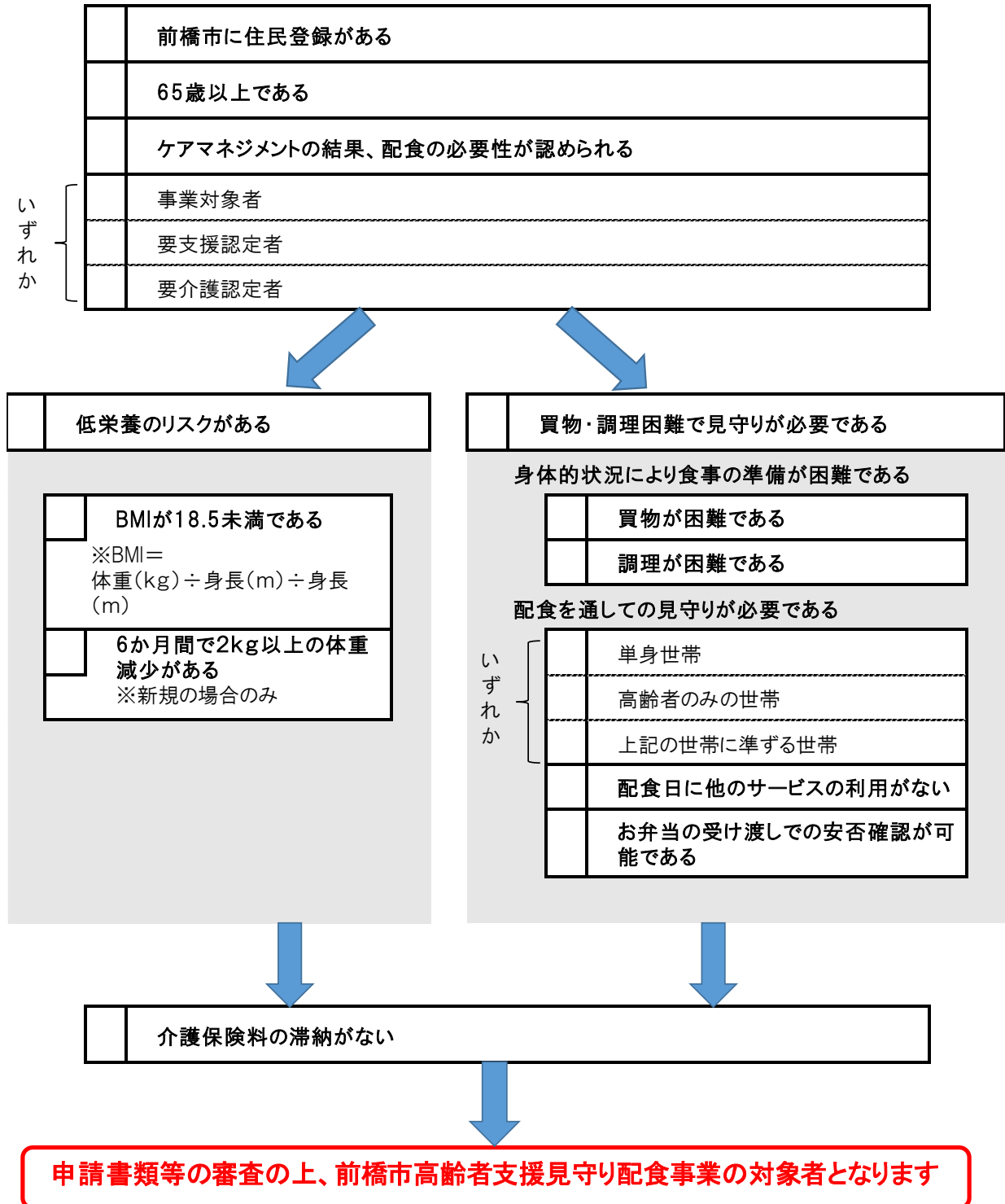


Ⅱ. 手続きの流れ



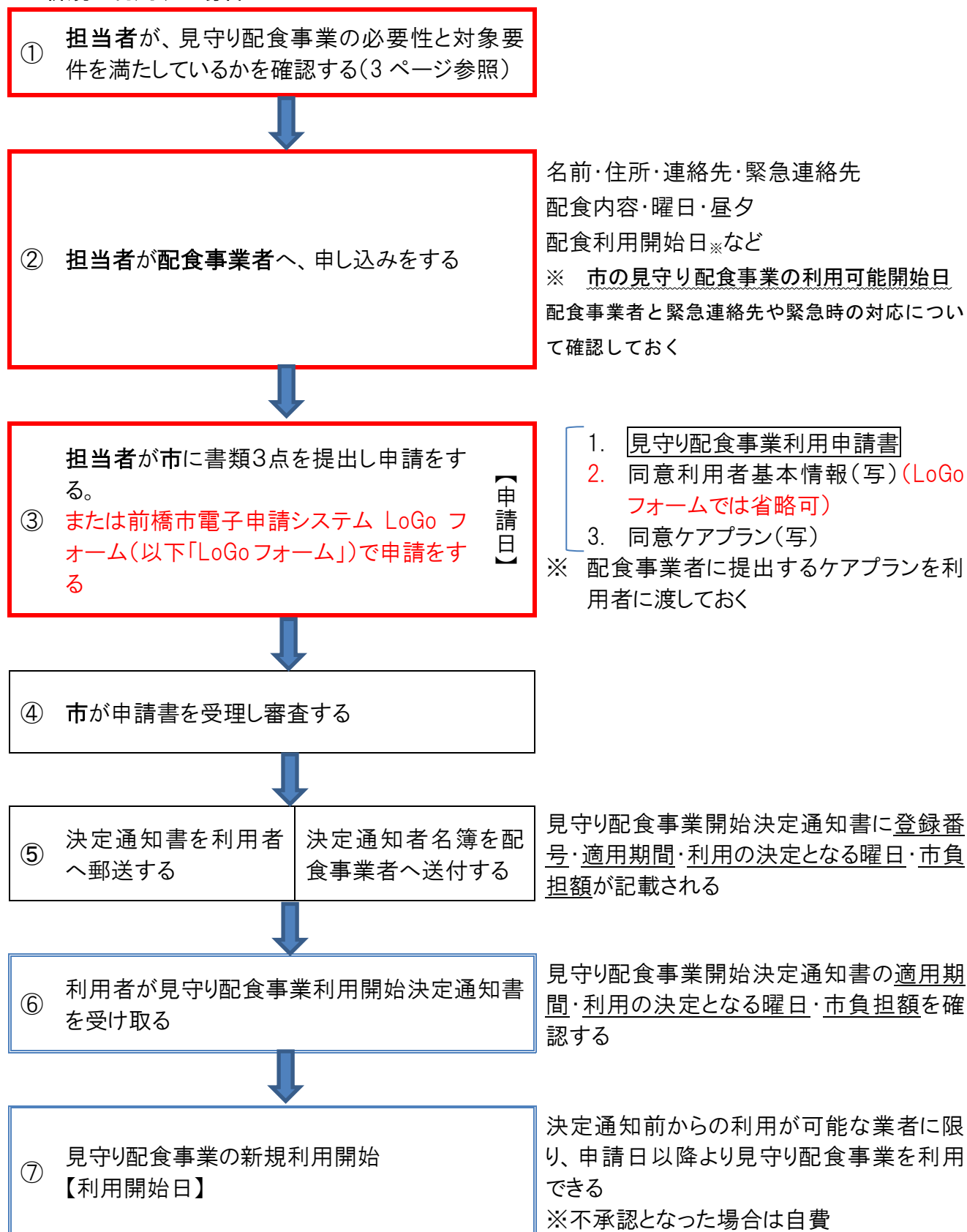
前橋市高齢者支援見守り配食事業 判断樹

☑チェックが付いた場合のみ場合のみ、矢印に進んでください。



申請する前に、該当であるか否かの判断をお願いします。

ア 新規に利用する場合

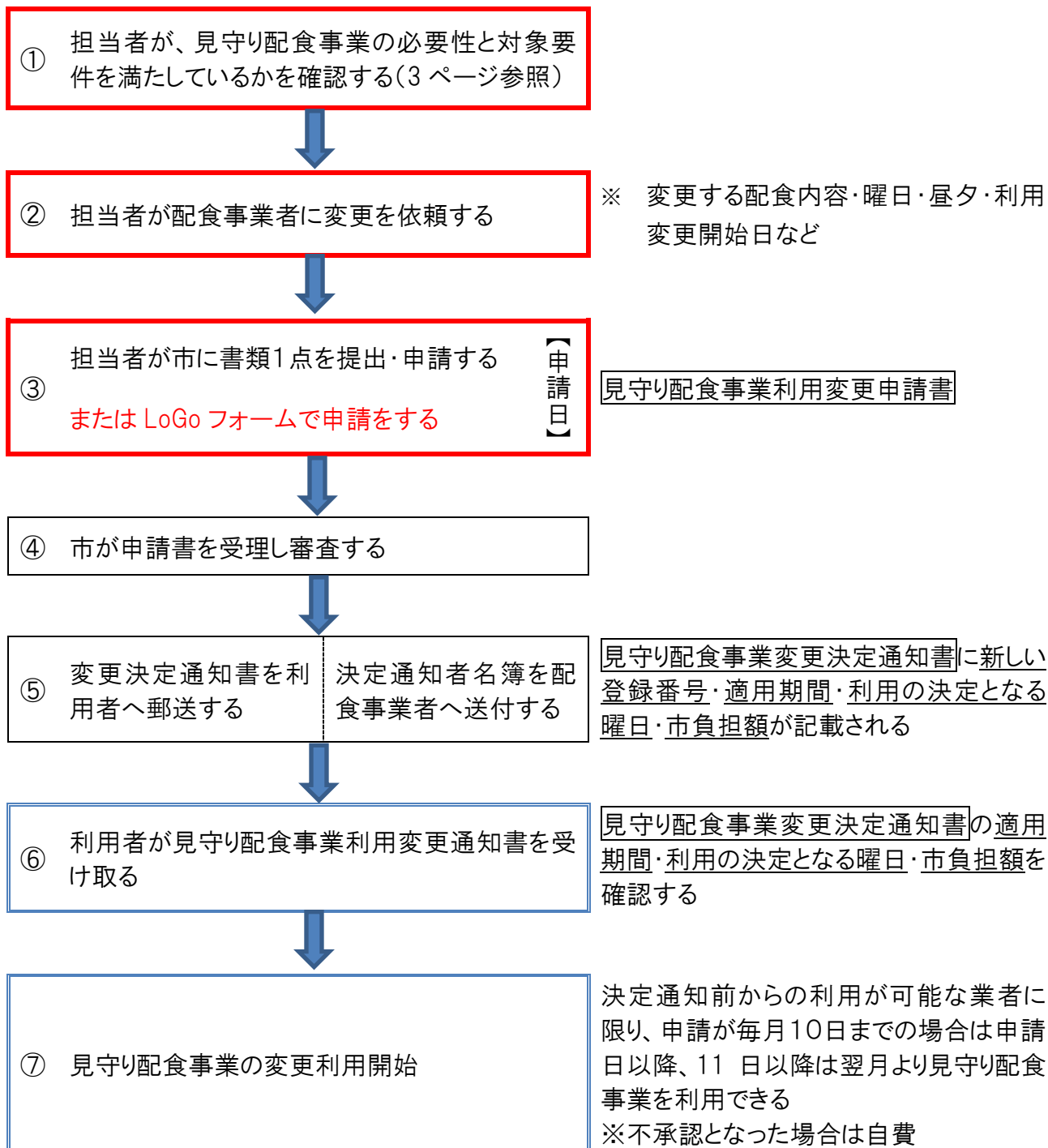


イ 利用内容を変更して継続する場合

(ア)曜日、回数を変更する場合

毎月10日までの変更申請については当月内からの変更利用の開始が可能、11日以降は翌月からの変更利用の開始が可能

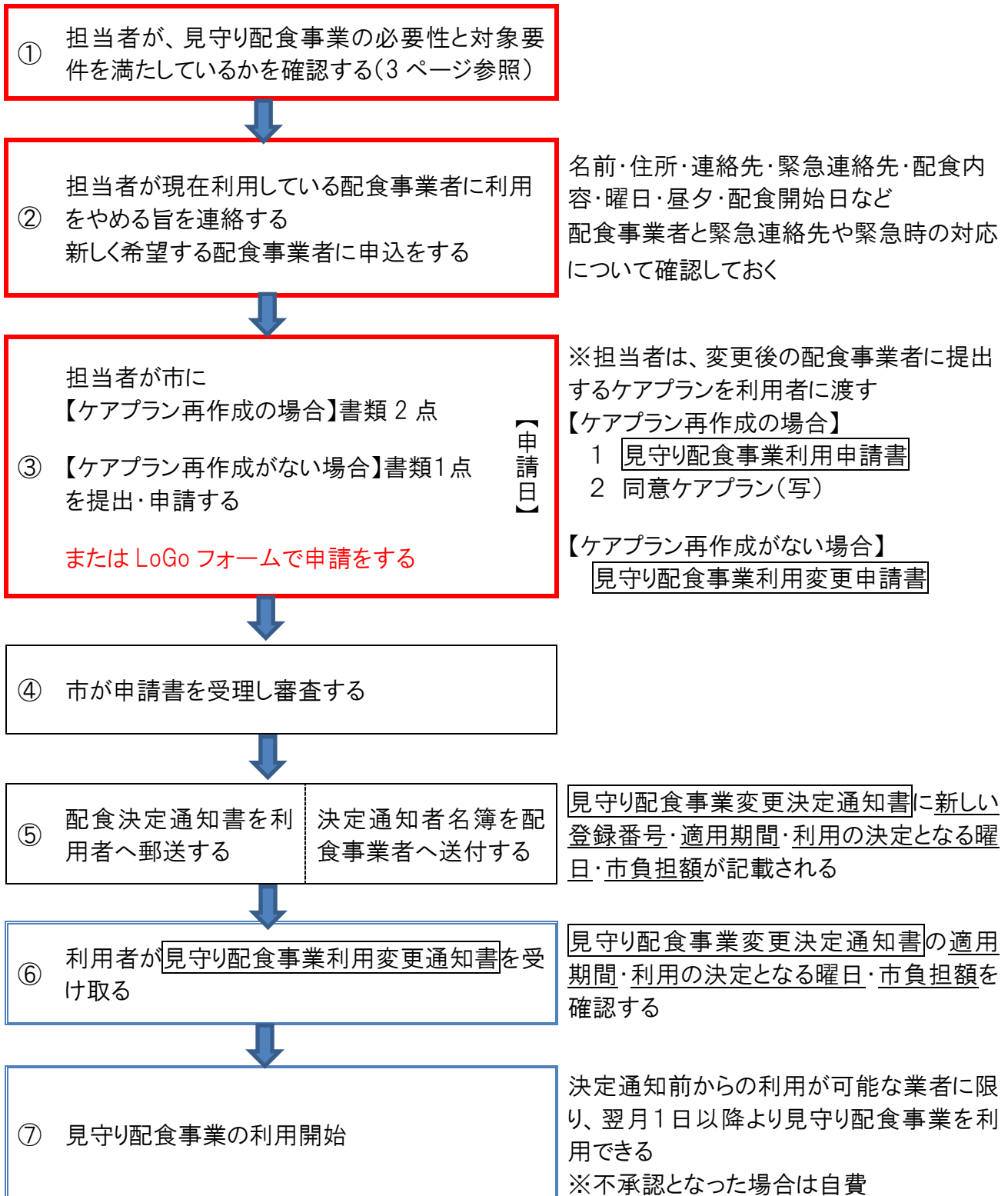
- ※ 現行のケアプランのままで軽微な変更に当たるものをいう
- ※ 容態の変化などで、ケアプラン再作成が伴う場合は、「ウ ケアプランを再作成して継続する場合」の手続きへ
- ※ 配食の種類(例：普通食→治療食、主食付き→おかずのみ)の変更は事業者との間で決めてください。市への手続きは不要です。(変更できるのは対象メニューのみです。)



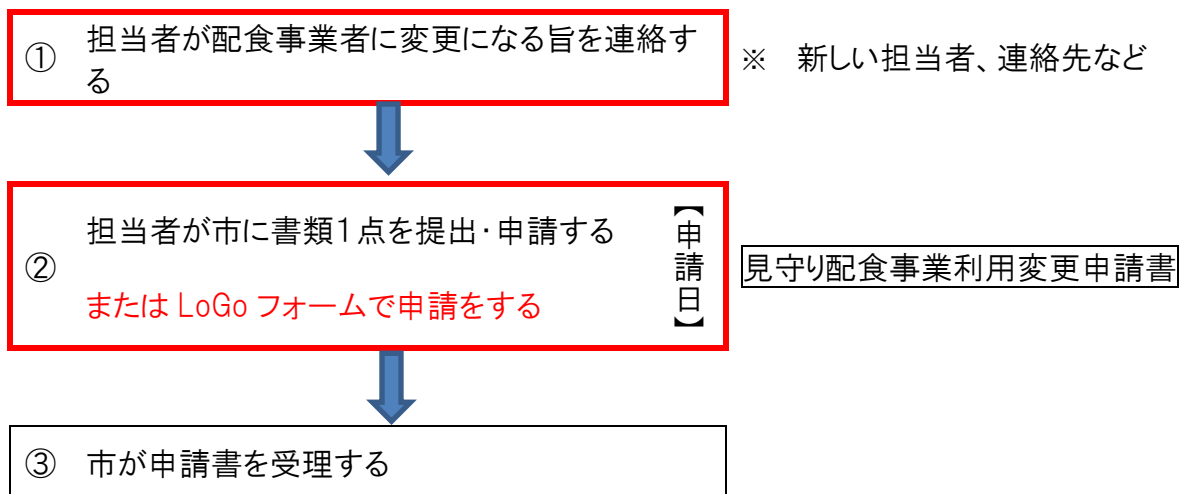
(イ)配食事業者を変更する場合

月の途中での申請は、翌月からの変更となる

※ ひと月の間に、見守り配食事業で利用できる配食事業者は一つのみ(自費での利用は可)。
切り替え日に注意する。



(ウ) 担当者が変更になる場合



※ 新しい登録番号は付きません。

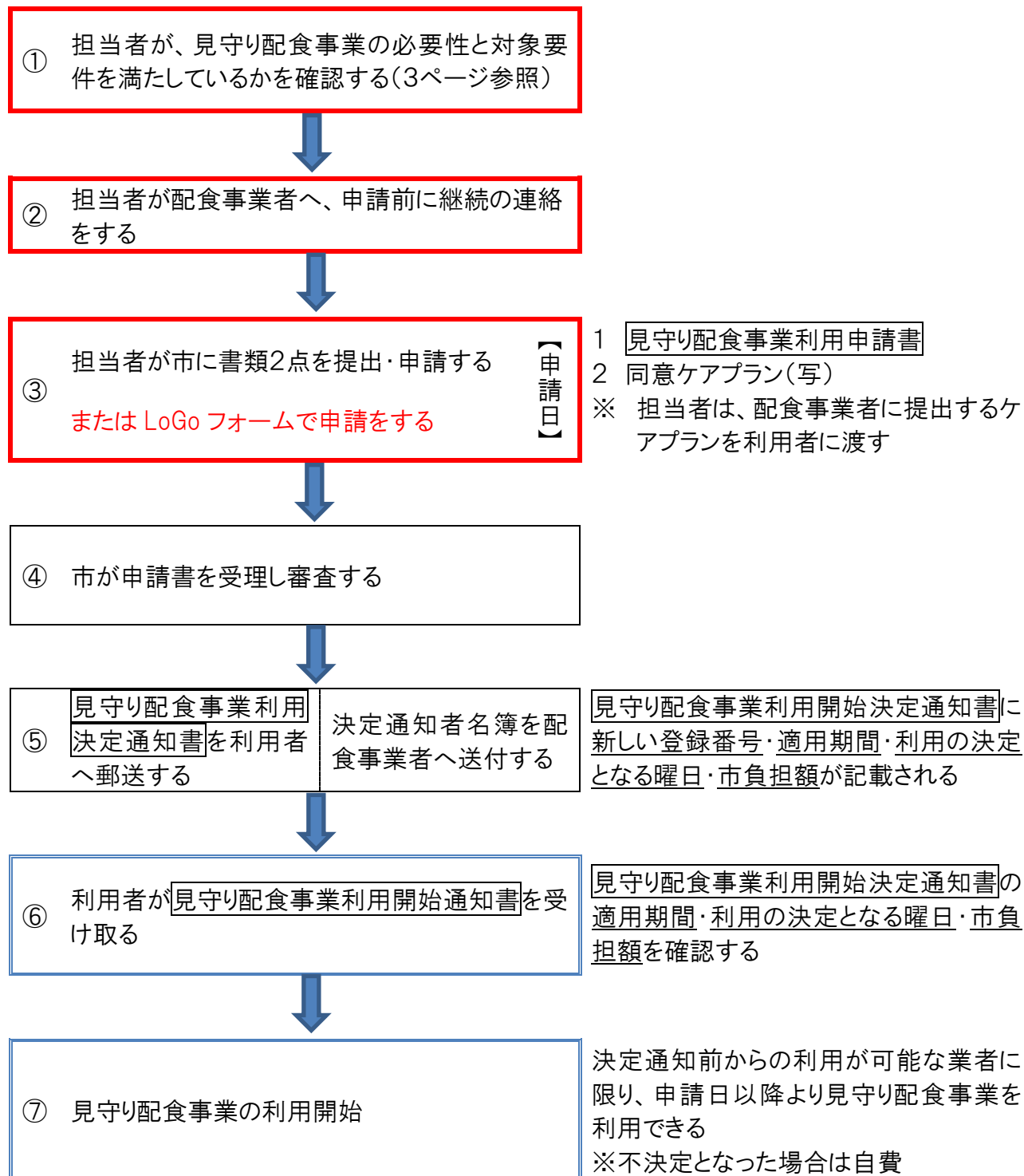
※ 決定通知はありません。

※ 利用者の状態区分(事業対象者・要支援・要介護)の変更が伴う場合は、「ウ ケアプランを再作成して継続する場合」の手続きが必要です。

ウ ケアプランを再作成して継続する場合

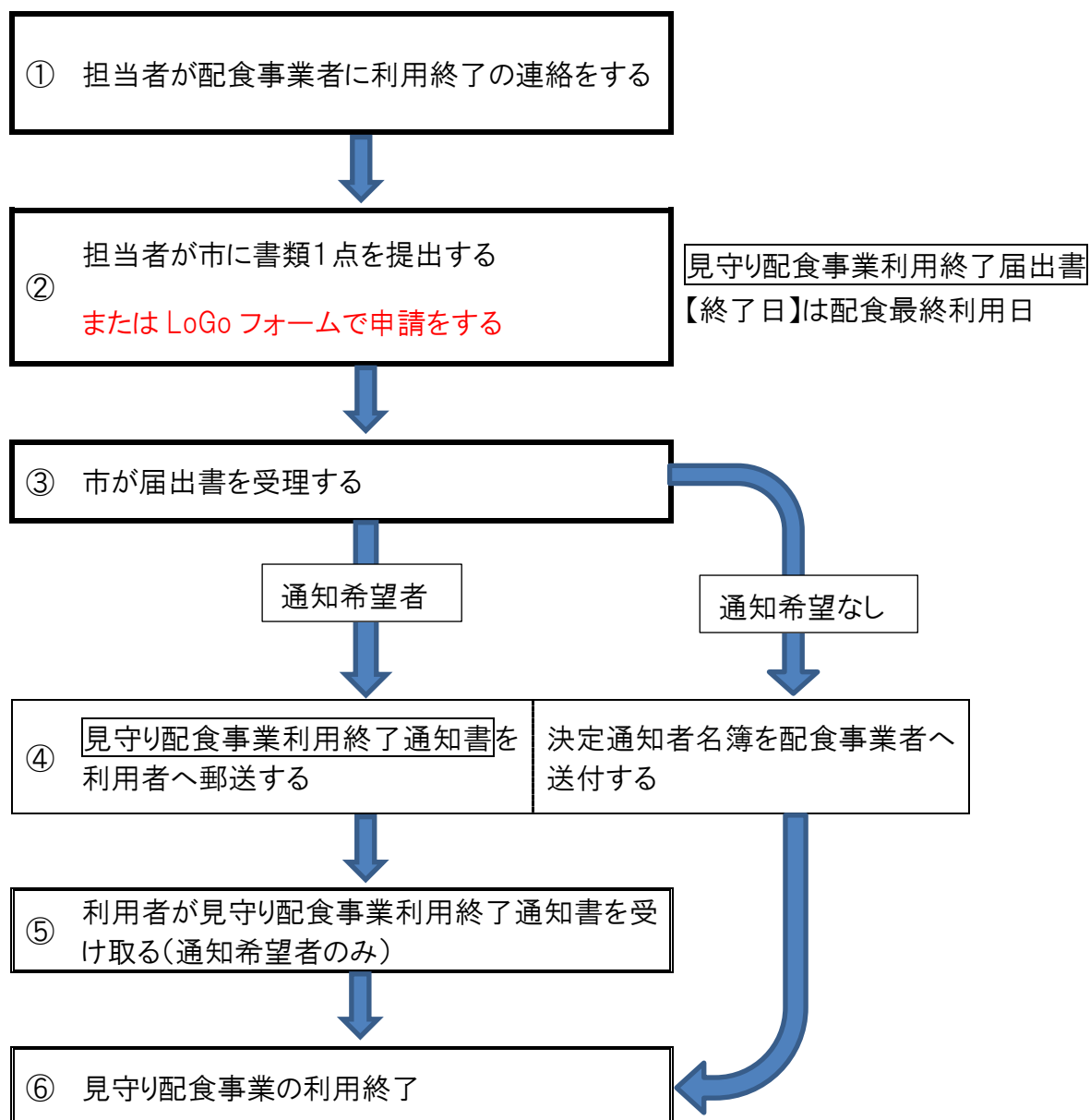
ケアプランの再作成があった場合や、ケアプラン期間(配食の決定期間)が切れる場合、新しいケアプランでの申請をしてください。

※ケアプラン期間が切れる場合は、次のケアプラン期間の開始に間に合うように申請をする。



エ 利用を廃止する場合

終了を希望する場合や入院等の理由により 6 か月以上にわたって配食を利用しない場合、適用期間終了以降に利用予定がない場合は、終了の手続きをしてください



※ 6 ヶ月以内に再開の見込みがあれば、終了届の提出は必要ありません。配食事業者との間で、中止・再開の調整をしてください。市への報告は不要です。

※ 中止の間に配食の期間が切れてしまう場合は、再開に間に合うように「ウ ケアプランを再作成して継続する場合」のとおり、申請をしてください。

